

同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金内規

(目的)

第1条 この内規は、同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金規程第7条に基づき、奨励金制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給付)

第2条 奨学金は以下の各分野において秀でた成果を残した学生または学生団体に対して給付する。

- (1) スポーツ活動において特に顕著な成績をあげた個人または団体
- (2) 文化活動において特に顕著な成績をあげた個人または団体

(給付額)

第3条 奨学金の給付額は、概ね下記の基準によるものとする。

【給付金額】

支給対象	大会規模	成績・記録	支給金額
団体	全国	優勝（金賞）	100,000 円
		準優勝（銀賞）	70,000 円
		3位（銅賞）	50,000 円
	北信越	優勝（金賞）	30,000 円
		準優勝（銀賞）	20,000 円
		3位（銅賞）	10,000 円
個人	全国	優勝（最優秀賞）	50,000 円
		準優勝	40,000 円
		3位（優秀賞）	30,000 円
	北信越	優勝（最優秀賞）	20,000 円
		準優勝	10,000 円
		3位（優秀賞）	5,000 円

(注) 奨励金は上位の成績に基づいて支給するものであり、下位の成績とは合算しない。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、役員会の議を経て同窓会長が行う。

附則

- (1) この内規は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

仁愛大学 同窓会長 殿

同窓会 学生スポーツ・文化活動奨励金申請願

下記の活動につきまして、同窓会学生活動奨励金を申請いたします。

記

申請団体 申請者名 (代表者名) 学籍番号	
大会・結果	
内容、記録	

※受賞・大会成績の記録等証明書類を添付のこと

提出場所：同窓会事務局 (E306)

申請期間：事後一ヶ月以内